



公認 不動産コンサルティングマスター

お客様にとって、身近で信頼できる資格であること。

資格保有者に対して、

高い誇りと、厳しい自己研鑽を求める資格であること。

それが、不動産のプロとしての「熟達」を意味する

「マスター」に込めた決意です。

「公認 不動産コンサルティングマスター」 をご活用ください。



はじめまして。
私たち「公認 不動産コンサルティングマスター」は
不動産に関するプロフェッショナルとして
売買、賃貸借に関わる相談はもちろん、
土地や建物の有効活用や投資のご提案まで
幅広くご要望にお応えします。
どうぞ、お気軽にご相談ください。

厳しい基準をクリアした 「公認 不動産コンサルティングマスター」とは？

・ 宅地建物取引士
・ 不動産鑑定士
・ 一級建築士
のいずれかの資格を保有

実務、法律、税制、建築、経済、
金融に関する幅広い知識を備える

5年間以上の実務経験者


公益財団法人 不動産流通推進
センターが国土交通大臣の登録を
受けて実施する技能試験をクリア

資格は定期的な更新が課せられ、
日々知識をアップデートしている




ご相談 **1**

所有している土地を有効活用




所有している土地を
有効に活用したいのですが、
賃貸アパートがベストなのか
判断できません。



土地を有効活用したいお客さまには
その保有土地等の特性等を踏まえ
具体的プランを作成提供します。
賃貸アパート・マンション以外にも貸店舗での
活用など立地に合わせた方法
をご提案いたします。

ご相談 **2**

投資物件や投資情報の提供




不動産投資をはじめよう
と思っています。
物件情報や市場の動向を
教えてもらえますか。



投資物件の見極め方から実務的な手続きまで
不動産投資に関するあらゆる疑問にお答えします。
事前に業務の範囲・内容、報酬額の見積書等を提示し
丁寧にご説明しますので安心してご相談ください。

ご相談 **3**

相続や土地の処分に関する相談




自宅以外にも不動産を
いくつか保有しているので、
将来、相続の際に家族がもめたり、
困ったりしないか心配です。




ご家族がもめないように、
納税への対策を具体的にご提案し、
作業をお手伝いします。
相続発生後は、
不動産の売却処分にも対応できますので
ぜひご相談ください。

ご相談4

貸家・貸地や賃貸経営のアドバイス




適正な家賃設定や、
契約時の工夫など
賃貸経営のトレンドを
教えてほしい。




不動産の賃貸借に関する賃料設定、契約、
経営管理のアドバイスも私たちにお任せください。
また、さまざまな事例を扱っているノウハウを活かして、
賃貸経営の動向についてもできる限りおこたえます。

ご相談 **5**

税金や法律のプロとの連携




不動産のことで
税理士に相談したらいいのか
弁護士に相談したらいいのか
分かりません・・・。




依頼の案件によっては、弁護士、
税理士、建築士などの他の資格者とチームを組み
各専門分野の知識、経験を活かした
アドバイスをさせていただきます。
専門家のコーディネートも行いますので
ぜひお声がけください。

ご相談6

建物の付加価値の提案や建築企画



築年数の古い賃貸マンションを
保有しています。
改装して物件の価値を上げたい
のですが、どうしたらいいですか。



お持ちの物件の価値は、時代のニーズに合わせた
付加価値をつけることで上げることも可能です。
そのために必要な建築企画のご提案から設計事務所、
建築業者、管理業者等の選択についても
豊富な実績をもとにアドバイスをさせていただきます。